

静岡県告示第402号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する沼津港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年5月17日

沼津港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴志

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
緑地	内港西側緑地	沼津市千本港町130-4 外13筆	用途 休息緑地 面積 3478.5㎡

2 供用開始日

令和6年5月17日